

令和2年7月14日

現場代理人及び主任（監理）技術者の適正な配置等について

建設工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人及び主任（監理）技術者の適正な配置について阿波市発注の建設工事における技術者の配置条件等を建設業法等に基づき次のとおり定める。

1 建設業法で必要とする技術者等

(1) 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業：国家資格者、実務経験者
- ・特定建設業(指定建設業)：一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業(指定業種以外)：一級国家資格者、指導監督的実務経験者

◎営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任・監理技術者及び現場代理人にはなれません。

◎営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。（当該営業所及び工事現場が、阿波市内にあること。）

この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

(1) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(4) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

3 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第 26 条第 3 項）

公共性のある工作物に関する請負金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。ただし、次の要件を全て満たし阿波市が認めた場合は、専任の主任技術者の兼務ができるものとします。専任の監理技術者には適用できません。

(1) 阿波市内の 2 つの工事

※請負代金額は問いません。

※阿波市が発注する工事以外の工事も含みます。ただし、阿波市発注工事以外と兼務する場合は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事に限ります。

(2) 平成 28 年 10 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問いません。

なお、兼務する場合、請負人は、入札参加資格として主任技術者の専任配置が求められた場合には落札候補者となった時点で「主任技術者兼務届」を工事発注担当者へ、その他の場合は契約後 7 日以内に同届を監督員へ提出し、確認を受けなければなりません。

4 一括下請負（丸投げ）の禁止

建設業者は、その請負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。従って、次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。

- (1) 請負った建設工事の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせた場合。

元請の実質的関与とは

元請業者が直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者を主任又は監理技術者として配置し、発注者との協議・住民への説明・官公庁等への届出・近隣工事との調整・施工計画・工程管理・出来形品質確保・完成検査・安全管理・下請業者への指導管理等の全ての面において、主体的な役割を果たす必要があります。単に技術者を配置しているだけでは、「実質的な関与」とはいえません。

5 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格等については、規定されていません。しかし、阿波市では、工事請負契約書により、現場代理人について、以下の条件を規定しています。

- (1) 現場代理人に工事現場の常駐を求めており、他の工事と兼務できないこと。

阿波市の工事請負契約書第10条第2項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、この規則に基づく乙の一切の権限（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

- (2) 現場代理人の常駐義務の特例

通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、一定の要件のもとに現場代理人の工事現場における常駐を要しないことができる規定を設けています。

詳しくは『現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領（令和2年阿波市告示第62号）』を参考にしてください。

- (3) 現場代理人の途中交代

変更せざるを得ない事情が発生したときは書面により申し出を行い、監督員の承諾を得ること。ただし、1日以上重複配置期間を設けること。

6 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び主任・監理技術者については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。（徳島県土木工事共通仕様書 1-1-15）

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

専任の主任技術者等を要する場合（請負金額（税込）が3千5百万円（建築一式工事は7千万円）以上の公共工事又は特記仕様書に定めた場合）の恒常的な雇用関係は、入札日（随意契約は見積書提出日）以前に請負業者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。なお、雇用関係を確認する書類は次のとおりとする。

雇用関係を確認するための書類

書類	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証	健康保険法	従業員本人	社会保険庁 健康保険組合	法人又は 従業員5人以上 の事業所
源泉徴収票	所得税法	従業員本人	建設業者	
健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬 決定通知書	健康保険法	建設業者	社会保険庁 健康保険組合	
住民税特別徴収税額の 通知書・変更通知書	地方税法	建設業者	市区町村	
国家資格者等及び 監理技術者一覧表	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	建設業許可 申請
技術職員名簿	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	経営事項 審査申請
雇用保険被保険者証	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	

7 特定建設工事共同企業体と技術者等

特定建設工事共同企業体が請け負った建設工事を施工する場合には、代表者が監理技術者を、その他の構成員が主任技術者をそれぞれ請負金額にかかわらず専任で配置しなければなりません。この場合、監理技術者等は当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者資格又は国家資格を有する必要があります。また、代表者は現場代理人を常駐で配置する必要があります。

8 主任技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている主任・監理技術者の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの

公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、主任・監理技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。

なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要となります。

(1) 請負者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準

- ① 工事現場の専任義務を要する工事

3,500万円（建築一式は7,000万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のアからキのいずれかに該当し、かつ、下記③の条件を満足する場合に限り、請負者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

ア 死亡

請負者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めない。）

イ 病気等

請負者から、「該当技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。この際、請負者に該当者の病状が確認出来る診断書等資料の提出を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行出来ないと判断される場合に限る。

ウ 退職

請負者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。（該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。）

エ 転勤

単なる請負者の都合による転勤でなく、該当技術者本人の人道にやむを得ないと判断される理由による場合。（該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出を求めます。）

オ 発注者の責による工期延期^{※1}：大幅な工期延期の場合は認める。^{※2}

カ 現場条件による工期延期^{※3}：同上

キ 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

※1 発注者の責による工期延期とは、例えば「用地調整」、「占用物件調整」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

※2 大幅な工期延期とは、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を越えるときは、6月）を

越える場合」を目安とする。

※3 現場条件による工期延期とは、例えば「地質条件」、「工法変更」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

② 工事現場の専任義務を要しない工事

3,500万円（建築一式7,000万円）未満の工事については、下記③の条件を満足していれば、請負者の協議に対する承認により変更を認めます。ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記①と同様の取扱いとします。

③ 技術者の変更が認められる場合の共通条件

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等（公募条件等に適合している等）以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

★重複配置期間の基準

・残工期が全体工期の1/2以上または残工期が3ヶ月以上：1週間

・上記以外：1日

9 総合評価落札方式による工事の（配置予定）技術者の交代について

(1) 入札公告から入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という)提出締切までの間

申請書を提出したのち、特殊事情の発生により配置予定技術者の変更の要が生じた場合は、提出締切日時までに入札執行機関の担当者まで変更申請書を持参することで、当該工事の入札参加を可能とする。

(2) 申請書締切から入札までの間

入札辞退とする。なお、辞退申請書が無い場合は欠席となる。

(3) 入札から開札までの間

特殊事情の発生により、申請した配置予定技術者が従事できなくなるため、その入札書は無効とする。

(4) 開札から落札決定までの間

失格とする。落札決定の前後で、その後の取り扱いが大きく異なるため、特殊事情が発生し、配置予定技術者が従事できない場合は、落札候補者決定通知の後、速やかに入札執行機関へ連絡すること。入札執行機関は、速やかに文書提出を依頼し、その文書を受理するまで落札決定を保留する。

(5) 落札決定から契約までの間

①死亡、入院等及び工期延伸の場合

イ 同等以上の資格及び評価点を有している者と交代可能・・・・・・契約

ロ 上記以外の場合は、技術者の選任届が提出できないことから7日以内に契約できないことになり、阿波市財務規則第118条（平成17年4月1日規則第37号）により落札の効力を失うが、不可抗力の事由であるため、罰則は課さない。

②退職の場合

イ 契約しない。上記(1)のロと同様に罰則は課さない。

注) 上記(1)から(5)については、総合評価落札方式の入札参加申請書の配置予定技術者に1名しか記載のない場合である。

(6) 契約締結以降

①死亡、入院等及び工期延伸の場合

- イ 同等以上の資格及び評価点を有している者と交代可能・・・契約継続
同等以上の資格とは、入札公告において「入札に参加する者に必要な資格」として求めている技術者の要件と同等以上の資格のことをいう。
- ロ 同等以上の資格はあるが、開札時点での評価値が低い場合・・・契約継続
ただし、技術者の評価点の差に相応した工事成績を減点する。

工事成績の減点方法 総合評価における当初技術者の評価点：A 変更技術者の落札決定時における評価点：B 工事成績の減点値＝(A－B)／A×13点・・・(式1) (減点値は小数第1位(小数第2位四捨五入)止めとする)
--

- ハ 有資格者と交代できない場合
1ヶ月以内に有資格者を雇用できる見込みがある場合は、上記①のロと同様とする。1ヶ月以内に有資格者を雇用できる見込みがない場合は、契約を終了する。
(出来高部分等は精算する。)

②退職の場合

- イ 同等以上の資格及び評価点を有している者と交代可能・・・契約継続
- ロ 同等以上の資格はあるが、開札時点での評価値が低い場合
 - ・契約継続及び1回の入札参加資格制限
 - ・技術者の評価点の差に相応した工事成績を減点(式1)
- ハ 有資格者と交代できない場合
 - ・工事続行不能の取り扱いとし、阿波市公共工事標準請負契約約款に関する規則(令和2年阿波市規則第8号)第44条第1項第4号に基づき契約解除(出来高部分等は精算)
 - ・2回の入札参加資格制限
 - ・請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収(阿波市公共工事標準請負契約約款に関する規則第51条第2項)

用語の説明 (1) 死亡：医師の診断書等により確認できること。 (2) 入院等：傷病等による入院等を含め、概ね15日以上連続して、業務の執行が不可能であることが、医師の診断書等により確認できること。ただし、当該技術者の現場不在期間の長短にかかわらず、甲乙の協議により全体工期に影響がないと判断できる場合は、交代を認めない。必要により一時中止は行うが、増加費用の負担はしない。入院等の理由で交代した技術者が当該工事の工期中に職場復帰した場合は、入院期間や休暇期間を証明できる資料を速やかに監督員に提出すること。 (3) 退職：死亡、入院等以外の理由による退職が確認できること。
--

(4) 工期延伸：天災等の不可抗力により工期延伸となった場合、または、請負者の責めに帰すことができない事由により工期延伸となった場合をいう。

10 主任・監理技術者の配置及び専任期間について

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、主任・監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

設計図書記載方法例（特記仕様書または現場説明書）

請負契約の締結後、現場施行に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施行に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、片付け等のみが残っている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「工事竣工承認書」等における日付）とする。

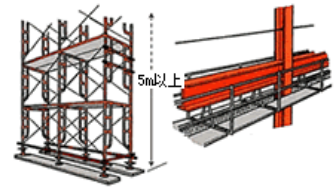
11 作業主任者の配置が必要な作業

労働安全衛生法施行令第6条により、作業主任者を選任すべき作業が指定され、各作業を行う事業主は、作業主任者を選任し定められた職務を行わせなければなりません。

主な作業内容、作業主任者名、資格要件

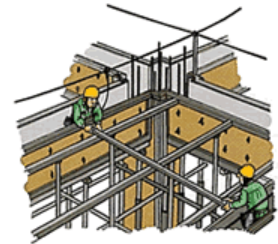
(1) つり足場、張り出し足場又は高さが5 m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

- ・ 足場の組立て等作業主任者
- ・ 技能講習修了者



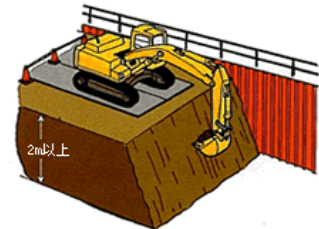
(2) 型わく支保工の組立て又は解体の作業

- ・ 型わく支保工の組立て等作業主任者
- ・ 技能講習修了者



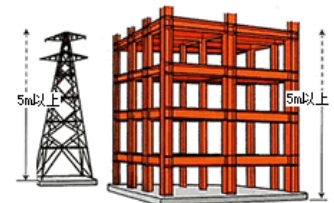
(3) 掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削作業

- ・ 地山の掘削作業主任者
- ・ 技能講習修了者



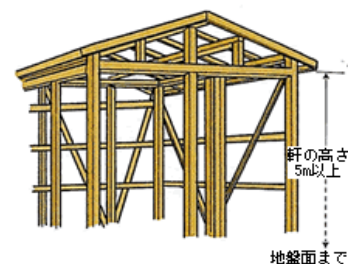
(4) 建築物の骨組み又は塔であって金属製の部材により構成されるもの（その高さが5 m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業

- ・ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
- ・ 技能講習修了者



(5) 軒の高さが5 m以上の木造建築物の構造部分の組立て、屋根下地、外壁下地の取付け作業

- ・ 木造建築物の組立て等作業主任者
- ・ 技能講習修了者



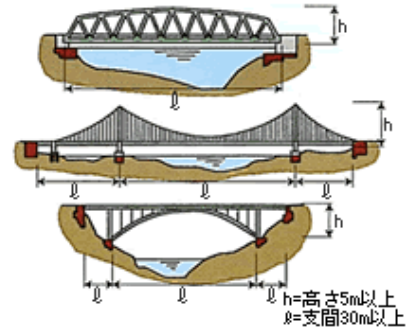
(6) 高さが5 m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業

- ・コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
- ・技能講習修了者



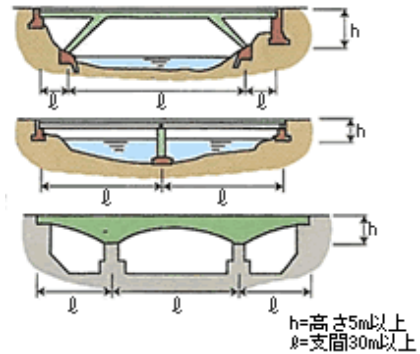
(7) 橋梁の上部構造であって、高さが5 m以上のもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30 m以上であるもの（金属製の部材により構成されるものに限る）の架設、解体又は変更の作業

- ・鋼橋架設等作業主任者
- ・技能講習修了者



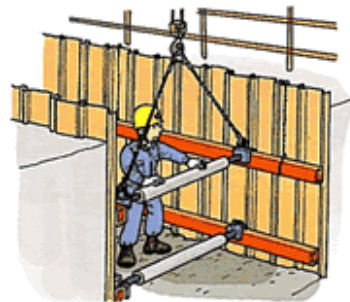
(8) 橋梁の上部構造であって高さが5 m以上のもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30 m以上のコンクリート橋の架設又は変更の作業

- ・コンクリート橋架設等作業主任者
- ・技能講習修了者



(9) 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業

- ・土止め支保工作業主任者
- ・技能講習修了者



12 運転等の資格が必要な作業

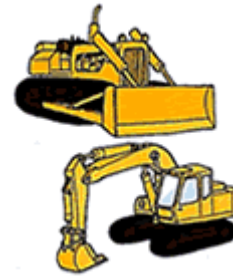
主な作業内容と資格

- (1) 車両系建設機械[整地・運搬・積込み用及び掘削用]の運転

機体重量

3t 以上：技能講習修了者

3t 未満：特別教育修了者



- (2) 車両系建設機械[解体用]の運転

機体重量

3t 以上：技能講習修了者

3t 未満：特別教育修了者



- (3) 移動式クレーンの運転

つり上げ重量

5t 以上：免許取得者

1t 以上 5t 未満：技能講習修了者

1t 未満：特別教育修了者



- (4) 玉掛けの業務

つり上げ重量

1t 以上：技能講習修了者

1t 未満：特別教育修了者



- (5) 締固め用機械（ローラー）の運転

特別教育修了者

